

HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業

実地研修事業実施要項

1 目的

治療法の進歩により長期存命が可能となった HIV 感染者・エイズ患者が直面する長期療養の問題に対応するため、訪問看護を行う看護師等に対し実地研修を行い、在宅しながら安心して医療・介護が受けられる環境の整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

訪問看護師や訪問介護職員等を対象とし、エイズ中核拠点病院等において HIV 感染症／エイズ及び HIV 看護・ケア等に係る研修を実施する。

3 受講対象者・人数・実施形式等

受講対象者：各都道府県の選定した訪問看護師、訪問介護職員等とする。

人数：受講者は5人以内とする。

実施形式等：研修の効果や受講者の利便性等を考慮し、実施機関において決定する。研修は各都道府県につき1回の実施とする。対面で行う場合は新型コロナウイルスや季節性インフルエンザなどの感染予防策を講じること。

4 研修時間及び実施期間

研修時間は最低6時間とし、令和6年3月15日までに実施する。

5 研修実施機関

各都道府県は、実地研修を実施する施設（以下「実地研修施設」という。）を選定する。

実地研修施設はエイズ中核拠点病院を原則とするが、医療体制及び患者数において中核拠点病院と同程度の規模を有するエイズ治療拠点病院での実施も可とする。

6 研修内容

HIV 感染症患者の長期療養支援に関する知識・技術の習得に必要な研修とし、以下の内容を含むものとする。

- ① HIV 感染症／エイズの基礎知識（ウイルス、症状、治療、検査、歴史等）
- ② HIV 感染対策について（標準予防策、曝露時対応等）
- ③ HIV 感染症ケアについて
- ④ HIV 陽性者について（U=U、セクシュアリティ、薬害・血友病等）

＊ HIV 陽性者理解のため、外来見学や陽性者との対話を行う場合においては、プライバシーの保護に十分配慮すること。

7 教材

講師において適宜作成するものとする。エイズ予防情報ネット（API-Net）所載のマニュアル・ガイドライン等を活用していただきたい。

8 経費等

以下の費用を、予算の範囲内においてエイズ予防財団が負担する。

- (1) 受講者代替要員費（受講者所属機関に支給）

1 人につき 16,800 円

- (2) 受講者派遣旅費（受講者に支給）

研修が対面で実施された際の病院等研修会場への交通費実費について、エイズ予防財団旅費規程により支給する。

※ 宿泊費は、宿泊によらざるを得ない場合に限り支給する。

受講者旅費は代替要員費とともに所属機関に振り込む。

- (3) 研修運営費（実地研修施設に支給）

1 回 60,000 円（受講者 2 人以内）、受講者 1 人増えるごとに 20,000 円加算、上限 120,000 円とする。

9 個人情報の取り扱い

本事業において取得した個人情報については、公益財団法人エイズ予防財団個人情報保護規程により、適切に取り扱うものとする。